

【新 Quick Master 労働法<第2版> 訂正表】2015年12月08日現在

ページ	問題番号 タイトル	行数	誤	正	備考
170	実践過去問・問題60の問題	肢アの3行目	労働基準法第39条第4項	労働基準法第39条第5項	2015/12/08 訂正
198	過去問・必修問題の問題	肢2の1～3行目	労働者派遣事業は、 <u>常時雇用する労働者のみを派遣する特定労働者派遣事業と、それ以外の一般労働者派遣事業とに大別され、雇用安定の見地から、後者については厚生労働大臣による許可が必要とされている。</u>	労働者派遣事業は、 <u>雇用安定の見地から、厚生労働大臣による許可が必要とされている。</u>	2015/12/08 訂正
199	過去問・必修問題の解説	肢2の1～3行目	一般労働者派遣事業においては、派遣労働者は派遣元に常時雇用されているわけではなく、派遣労働者が派遣就業に応ずる旨約定した場合に派遣期間のみの労働契約が締結されるという型(登録型)が主に採られる。派遣労働者の雇用が不安定となる場合が多く労働者の権利を確保する必要が大きいため、	労働者派遣事業においては、派遣労働者の雇用が不安定となる場合が多く労働者の権利を確保する必要が大きいため、	2015/12/08 訂正
200	1 労働者派遣 (2)派遣事業	1行目	表	労働者派遣事業を行うためには、厚生労働大臣の許可を要します。	2015/12/08 訂正
200	1 労働者派遣 (4)派遣禁止業務と派遣期間 ② 派遣期間	1～2行目	ソフトウェア開発や通訳、添乗など、26業務は派遣期間に制限はありませんが、製造業や軽作業、一定の事務などは原則1年(3年まで延長可)です。	無期雇用派遣労働者に係る労働者派遣や60歳以上の派遣労働者に係る労働者派遣などの場合を除き、派遣可能期間は原則3年です。	2015/12/08 訂正
202	実践過去問・問題66の問題	肢ウ 1～4行目	労働者派遣法 ^(注) にいう「労働者派遣事業」は、常時雇用する労働者のみを派遣する「特定労働者派遣事業」と、それ以外の「一般労働者派遣事業」とに大別される。「一般労働者派遣事業」は、派遣を希望する労働者を登録しておき、派遣の都度、労働契約を締結する形態を想定している。	労働者派遣法 ^(注) にいう「労働者派遣事業」は、従前、常時雇用する労働者のみを派遣する「特定労働者派遣事業」(届出制)と、それ以外の「一般労働者派遣事業」(許可制)とに分かれていたが、平成27年改正によりすべての労働者派遣事業は許可制に一本化された。	2015/12/08 訂正
203	実践過去問・問題66の解説	肢ア 1行目	労働者派遣法2条1項	労働者派遣法2条1号	2015/12/08 訂正

203	実践過去問・問題 66 の解説	肢ウ 1～2 行目	労働者派遣法に規定する特定労働者派遣事業と一般労働者派遣事業の説明として妥当である。	労働者派遣法に規定する「労働者派遣事業」(労働者派遣法 2 条 3 号・5 条 1 項)の説明として妥当である。	2015/12/08訂正
205	実践過去問・問題 67 の解説	肢 5 3 行目	1 年以上	31 日以上	2015/12/08訂正
209	実践過去問・問題 69 の解説	肢ウ 2～3 行目	②1 年以上引き続き雇用されることが見込まれる場合に被保険者となる(行政解釈)。	②31 日以上引き続き雇用されることが見込まれる場合に被保険者となる(雇用保険法 4 条 1 項・6 条)。	2015/12/08訂正
213	章末 C H E C K	A14 3 行目	26 業務は派遣期間の制限がない。	26 業務か否かで派遣期間の差異はない。	2015/12/08訂正
290	実践過去問・問題 95 の問題	肢才 2 行目	場合にも	場合にも	2015/12/08訂正
377	過去問・必修問題の解説	肢 3 1～4 行目	通訳やソフトウェア開発や研究開発といった専門的知識や技術を必要とする 26 業務については、正社員の雇用を脅かすものではないことから、派遣期間は定められていないが、一般的な業務は原則 1 年、最大で 3 年が派遣可能期間である。	無期雇用派遣労働者に係る労働者派遣などの場合を除き、派遣可能期間は原則として 3 年である。	2015/12/08訂正
377	過去問・必修問題の解説	肢 3 6～7 行目	(派 2 条 6 号)	(派 2 条 4 号)	2015/12/08訂正
377	過去問・必修問題の解説	肢 3 7 行目	(ただし、努力義務・同法 26 条 7 項)	(ただし、努力義務・同法 26 条 6 項)	2015/12/08訂正
403	実践過去問・問題 129 の解説	肢 3 5 行目	基 7 条	組 7 条	2015/12/08訂正

※「掲載日」は、上掲訂正情報が L E C ホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/kaitei>)に掲載された日付です。